

資料③ 老朽空家等除却費補助金の継続実施について

補助制度

◆老朽空家等除却費補助金

近隣に影響を与える可能性のある不良住宅を対象に、解体費用を補助することで所有者による自発的な解体を促進し安全を確保するため、不良住宅を対象に補助金を交付。

- ・補助率：1／3
- ・補助額：上限20万円（国10万円＋市10万円）

◆経過

平成30年度：補助金制度創設（令和2年度まで）



令和元年度：令和2年度以降の継続を決定（令和6年度まで）

- ・補助金の効果により、危険な空家の解体が一定進んだものの、依然として周囲に影響を及ぼす可能性がある空家が多く存在すること、また令和元年度の本協議会においても継続の必要性が認められ、継続を決定したもの。
- ・以後、空家等対策計画の見直し時期と合わせて、継続の可否を検討することとする。



令和6年度：令和7年度以降の継続の可否について検討

- ・令和5年度末までで、累計24件の危険な空家の除却に繋がった。
- ・現在、最新の基礎調査では廃屋化している空家が184件、そのうち周囲に影響を及ぼす可能性がある空家を97件把握している。一定増加には歯止めが掛かっているものの、依然として多数に上っている状況。
- ・窓口での相談対応では、補助金があると話が進みやすい。

（参考 北部市町での同様の補助制度）

舞鶴市	： 40万円（1／3）
福知山市	： 30万円／50万円（1／3） （危険空家／特定空家）
綾部市	： 30万円（1／3）
宮津市	： なし
与謝野町	： なし
伊根町	： なし